

# 市県民税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる市と県の税金です。

## 《市県民税の申告が必要な方》

平成30年1月1日現在、田原市に住所があり、次に該当する方です。

- 1 事業収入・給与・年金収入などのある方
- 2 収入はないが、ご自分の扶養にもなっていない方
- 3 収入はないが、国民健康保険に加入している方
- 4 収入はないが、介護保険の第1号被保険者の方(65歳以上の方)

※1〜4に該当しても、確定申告をする場合は、市県民税の申告は必要ありません。

## 《市県民税の申告》

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免が受けられないほか、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。

確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によって異なります。どちらで申告すれば良いかわからない場合は、お気軽にお問い合わせください。

▼税務課  
☎23-3509



## 介護保険と医療費控除

### 介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師が「おむつを使用することが必要」と認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課でも証明書を交付しています。

### 介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定に係る主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除(特別障害者控除)の対象となります。申告には、高齢福祉課で交付する「認定書」が必要です。(ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます。)

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

## ●確定申告相談日程表

受付 ▶ 午前8時～午後4時 申告相談 ▶ 午前9時～

月/日	田原市役所 (大会議室)	渥美文化会館 (旧中央公民館)	赤羽根市民センター
2/16 金	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・八王子・村松	
19 月	浦	江比間・馬伏	高松校区
20 火	川岸・漆田(1～3区)・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	伊川津・石神・夕陽が浜	
21 水	長上・久美原・浜田・百々・新浜	山田・高木・折立	
22 木	大久保	古田・長沢	赤羽根校区
23 金	相川・谷熊・やぐま台	福江	
26 月	波瀬・片浜・片西・白谷	中山	
27 火	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	小中山	若戸校区
28 水	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	向山・保美・西山	
3/1 木	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	亀山・伊良湖・日出	
2 金	豊島・御殿山	堀切・和地一色	
5 日	加治・赤石・衣笠・東滝頭	小塩津・和地・土田	
6 火	萱町(1～3区)・本町・新町		この期間には受付を行いません。田原市役所会場または渥美文化会館会場をご利用ください。
7 水	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘		
8 木	八軒家・藤七原・鎌田		
9 金			
12 月			
13 火			
14 水			
15 木			

- ▶ 市内の会場では、平成30年1月1日現在、田原市に住所がある方のみ受け付けます。
- ▶ 赤羽根市民センターでの受付は、2月16日(金)～28日(水)です。3月1日(木)以降は、豊橋税務署もしくは田原市役所会場または渥美文化会館会場をご利用ください。なお、市県民税申告書は随時受付します。
- ▶ 譲渡所得・先物取引・青色申告・消費税・贈与税・相続税・太陽光発電に関するもの、ビットコインなどの仮想通貨に関するものは、税務署で申告してください。(市内の各申告会場では受付を行いません。)
- ▶ 税理士による無料税務相談を、2月16日(金)～3月5日(月)の期間に田原市役所会場で行います。(渥美文化会館・赤羽根市民センターでは行いません。)
- ▶ 地区別指定日に都合の悪い方は、指定日以外でも、またいずれの申告会場でも受け付けます。なお、豊橋税務署でも申告できます。(税務署での申告受付については12ページをご覧ください。)